

M-6-1-30

資料名 治外法權撤廢に對する滿洲國側の準備

出所 日滿實業協會

作成年 19360310

寄贈者 編者

受入

注記 47P 22×15cm

治外法權撤廢に對する滿洲國側の準備

昭和十一年三月

日滿實業協會



治外法權撤廢滿鐵附屬地行政權の調整乃至
委讓に對する滿洲國側の準備

目次

總說	一
第一 産業に關する制度	四
第二 内國稅制度	五
第三 警察制度	九
第四 司法制度	一一
第五 郵政制度其他	一五
附錄	
滿洲帝國の概要	一六
國土・人口	一六

政治	一九
財政	二〇
産業	二二
貿易	二五
通貨及金融	二七
交通	二八
通信	二九
教育	三二
數字上より見たる在滿日本人の活動	三四
在滿朝鮮人の現状	四二
滿洲帝國統治組織表	折表

治外法權撤廢滿鐵附屬地行政權の調整乃至 委讓に對する滿洲國側の準備

滿洲國國務院總務情報處

總 說

滿洲國の獨立を尊重し、その健全なる發達を圖るために建國以來絶大な援助を與へて來た友邦日本は多年享有して來た治外法權を撤廢し南滿洲鐵道附屬地の行政權の調整乃至移讓を斷行することゝなり、昭和十年八月九日の閣議で正式に決定、外務當局談を以て聲明するところがあつた。

- 一 帝國ノ滿洲國ニ對スル國策ノ基調トスルトコロハ曩ニ昭和八年三月煥發セラレタ國際聯盟脫退ニ關スル詔書並ニ昭和七年七月十五日調印ノ日滿議定書等ニヨリテ闡明セラレタ通り滿洲國ヲシテ帝國ト不可分ノ關係ヲ持シツツ獨立國トシテ健全ナル發達ヲ遂ゲ以テ東亞ノ安定ヲ確保シ大義ヲ宇内ニ顯揚セントスル帝國ノ國策ニ寄與セシムルモノデアル。一方滿洲國ニテハ建國以來着々トシテ健全ナル發達ヲ進メ内ハ政治、經濟其他諸制ノ整備充實ヲ圖リツツアルト共ニ外ハ對外的

信用ノ確立ヲ圖リツツアル。特ニ治外法權撤廢等ノ準備ノ爲ニ範ヲ日本ニ採リ司法制度ハモトヨリ警察、課稅等ニ關スル各般ノ制度ノ改善充實ヲ期シ現ニ康徳元年度豫算ニ於テハ右目的ノ爲總額八百萬圓餘ヲ計上シテキル事デアアル。

二 然ルニ帝國ガ多年滿洲ニ於テ享有シ來レル治外法權ハ滿洲國成立前ノ事態ニ於テハ帝國對滿發展ノ重要ナル條件デアツタガ前記我對滿政策ノ伸張ニ伴ヒ漸次ソノ重要性ヲ失フニ至ツタト同時ニ滿洲國ノ健全ナル發達ヲ遂ゲシムル上ニ於テハ勿論眞ニ日滿兩國國民ノ融和ヲ圖リ滿洲國ニ於ル我國ノ全面的發展ヲ可能且ツ確實ナラシメ進ンデハ日滿兩國善隣不可分ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル上ニ於テモ之ガ撤廢ヲ必要トスルニ至ツタノデアアル。又南滿洲鐵道附屬地ハ我國運ヲ賭シタル日露戰爭ノ結果獲得シ過去三十年間ニ亘リ經營シ來レルモノデ帝國ノ對滿發展ノ根源デアツタ事ハ今更言ヲ要シナイトコロデアアルガ右附屬地ニ行使セラルル帝國ノ條約上ノ附屬地行政權ハ滿洲國成立後ノ新事態ニ於テハ前記治外法權撤廢ノ必要ニ準ジ調整乃至委讓ヲ必要トスルニ至ツタノデアアル

三 仍ツテ帝國政府ハ本八月九日閣議ニ於テ治外法權ノ撤廢及ビ南滿洲鐵道附屬地行政權ノ調整乃至委讓ニ關スル左記大綱方針ヲ決定シ之ニ基キ今關係官廳ヲシテ具體的方策ヲ考究セシメ逐次コ

レガ實行ヲ期スル事ト致シタノデアアル。(下略)

右の如く日本が斷乎として、この特權を撤廢するに至つたのは日滿兩國善隣不可分の關係を永遠に鞏固ならしむる日本の國策に基くものであつて、全く滿洲國を想ひ東亞平和を冀求する大乘心の發露である。

然して一方滿洲國に於ては友邦日本のこの好意ある措置に酬ゆるため建國以來着々準備を整へて來た。即ち内政治經濟其他の諸制の整備充實を圖り、外は對外的信用の確立を圖りつゝある。特に治外法權撤廢等の準備のため範を日本に採り、司法制度はもとより警察、課稅等に關する各般の改善充實を期し業績見るべきものがあるに至つた。

現在に於いては建國の精神たる五族一體化の諸施設が既に整備され又準備せられてゐる。従つて在滿日本人が滿洲國の一結成分子として諸方面に活動し、發展するためには必ずしも從來把持してゐた特權又は根據地を必要とせぬ事態となつた。即ち日本が治外法權を撤廢し、滿鐵附屬地の行政權の調整乃至移讓を斷行することは日本人に進んで滿洲國の完成に協力する好箇の機會と便利とを與へたものと見るべきで決して、特權の喪失でもなければ、權益の放棄でもない。眞の日滿協調親善の楔子といふべきである。

滿洲國は康徳元年度に豫算八百萬圓を計上し、治外法權撤廢後の準備に當つたのを始めとし引續き二年、三年度に於いてもそれ〴〵多額の豫算を計上し準備を進めてゐる。従つて在滿日本人が治外法權撤廢の曉と雖も從來日本人として保障された法律上の權利は暢ぶることが出來、經濟的、産業的活動を爲す場合も充分滿洲國から保障される筈である。次に順を追ふて、滿洲國がこの大業達成のため各方面に亘つていかに準備をなしつゝあるかを述べやう。

第一 産業に關する制度

治外法權撤廢工作中最初に行はれるものは産業に關するものである。從來産業に關する制度は概ね外國の模倣であつて、滿洲國の國情に適せざるのみならず、一面著しく排他的な色彩を帯びてゐた。従つて新なる日滿の關係に於いて日本人の滿洲國に於ける産業的活動を保護するなどは到底及びもつかないところであつた。

されば滿洲國は建國以來かゝる態度を廢棄し、日滿經濟の一體化、日本人の産業活動の保護を目標として順次新制度を打建て、來た。以下簡單に既に公布施行中のもの又は遠からず公布施行の豫定のもの、うち在滿日本人の産業的活動に關係深い法規を列擧すれば次の如くである。

- 一、工業所有權に關するもの 商標法、特許發明法、意匠法等拾三件
 - 二、度量衡に關するもの 度量衡法等四件
 - 三、計量に關するもの 計量法等三件
 - 四、鑛業に關するもの 鑛業法等八件
 - 五、市場に關するもの 中央卸賣市場法、家畜交易市場法等四件
 - 六、畜産に關するもの 賽馬法等二件
 - 七、貨幣金融に關するもの 貨幣法、銀行法、金融合作社法(金融組合法)、爲替管理法等拾五件
- 斯く多數の法規を制定公布し以て完全に日本人の産業的活動の保護を期してゐる。

第二 内國稅制度

内國稅制度に就て述べれば次の如くである。

一、稅 制

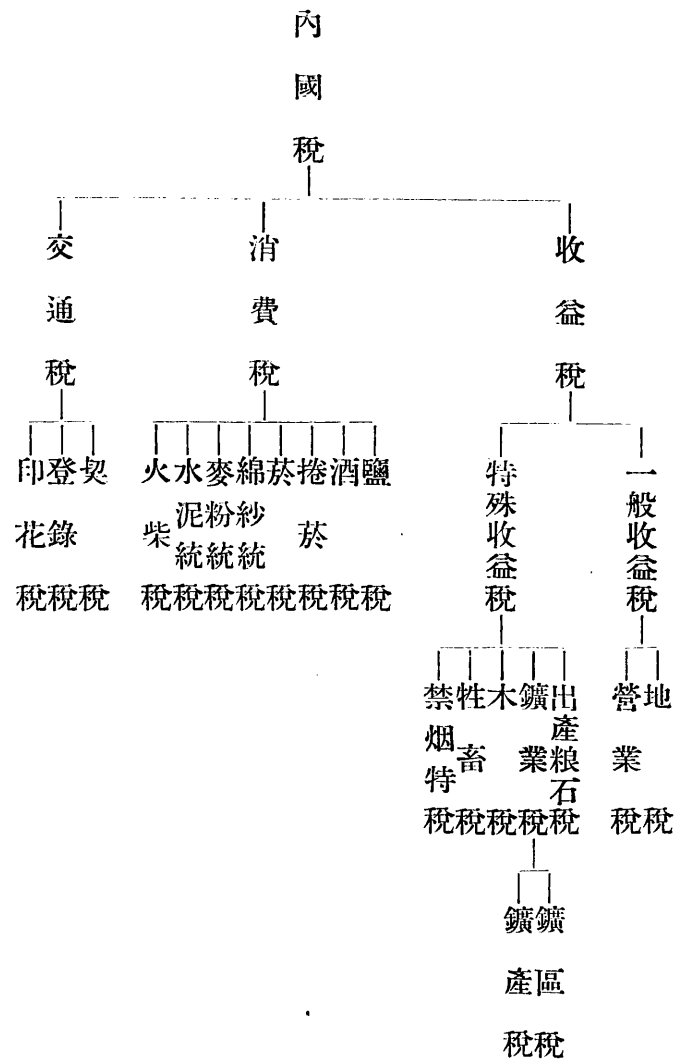
滿洲國の内國稅制度に付いては建國の際、一つには民心の安定を圖る爲二つには事變に依り混亂弛緩せる租稅制度及徵稅機關を成るべく速に常態に恢復せしむる爲、暫く舊政權時代の制度を其の儘承

繼踏襲することとしたのであるが一應の安定を得たので新國家に相應しい永久の制度を樹立することとしたのである。其の計畫は第一期、第二期及第三期の三段階に分つて實施する豫定であるが、現在既に第二期計畫進行中、即ち第一次税制整理の事業は殆ど其の終了を告ぐるに至つた。

其の大體を述べれば

- 一、各省區々なる税制を統一すること。
 - 二、收益税に重點を置く簡單且つ合理的なる租税大系を樹立すること。
 - 三、新税は課税負擔の均衡を計る爲め租税大系を調整する目的を以つてする場合の外此れを創設せざることを。
 - 四、地方税に付ては國税及地方税を通じて總括的に國民負擔の均衡を計り且つ地方税を國税に合理的に關聯せしむること。
- 等を眼目として此れを遂行し、既に終了せる各税の整理は次の通りである。
- 一、吉林省及熱河省に於ける三種統税法の施行。
 - 二、出產糧穀税法の改正統一。
 - 三、捲菸税（卷煙草）法の施行。

- 四、木税法の改正統一。
 - 五、消費税課税物件製造免許制度の確立。
 - 六、輸入の酒類、捲菸（卷煙草）、綿紗、麥粉及びセメントに對する課税廢止。
 - 七、三種統税に關する運照制度の廢止。
 - 八、營業税法の改正統一。
 - 九、貨物税、漁税、石税及落地税の廢止。
 - 十、酒税法の改正統一。
 - 十一、鑛業税法の改正統一及鑛業登録税法の施行。
- 整理未済に屬する各税は
- 一、收益税たる地税、牲畜税及屠宰税。
 - 二、消費税たる鹽税、菸税（煙草税）、及火柴税（燐寸税）。
 - 三、交通税たる契税、登録税、印花税。
- 等であつて、近く合理的な改正が行はれる豫定である。
- 本期計畫完了に於ける内國税の大系は左の通りである。



二、徵稅機關

徵稅機關に付いては從來の稅捐徵收局百六十局を稅捐局に改組すると共に毎年四十局四ヶ年計畫を

以て全稅捐局を模範稅捐局と爲し合理化せられたる給與制度及徵稅經費を有ち且つ指導職員たる日本人官吏を有つ所の稅捐局とする豫定である。而して稅捐局の上には全國を通じて五つの稅務監督局を設けて之が監督に當らしめてゐる。

其他稅務職員の養成訓練の目的で稅務講習所の開設、日本への留學又は見學の爲めの派遣等の手段を講じて居る。

第三 警察制度

警察制度の整備改善に付いては

(一) 警察制度の統一 (二) 警察法令の制定 (三) 警察職員の充實

を眼目として實施し來つたのであるが第一の問題に付いては縣、省、國を通じて其の機構を統一せる外、各特殊警察即ち鐵道警察、水上警察、森林警察等の中央統制を圖り既に警察機構の整備は一應終了したのである。

第二の問題に付いては建國以來警察取締に關する勅令三、同部令八の制定を見たる外、目下重要なものに付夫々立案審議中である。

第三の問題に付いては警察職員の待遇改善を基礎として其の教養、訓練に力を致し中央警察學校、各省には地方警察學校を設置して警察職員の素質の向上を計ると共に、警察幹部職員の日本留學制度を設けて毎年數十名の者を日本に送り内務省の指導の下に教育を施して居る。

次に日本人警察職員は建國以來毎年大量の採用をして居るのであるが此等の職員は重要警察職務を擔當し、且つ滿人警察職員と日常起居を共にすることに依つて後者の指導誘掖に當つて居るのであるが其の効果は非常に見るべきものがある。

康德二年十二月末に於ける日本人警察職員の現在數は

首都警察廳	一九〇	哈爾濱警察廳	一五六
瀋陽警察廳	一三一	吉林警察廳	八五
齊々哈爾警察廳	四五	安東警察廳	四八
錦州警察廳	二〇	延吉警察廳	一八
承德警察廳	二一	佳木斯警察廳	一〇
黑河警察廳	一五	北滿特別區警察廳	七九
鴨渾水上警察隊	三二	特殊警察隊	八五九

各縣	一、五三八	其ノ他警察學校關係	一七
合計	二、四〇五		

であつて其他民政部警務司及各省警務廳に相當數の日系職員があり、本年度採用豫定數も相當多數に上つてゐる。

第四 司法制度

司法制度整備の爲には、第一には司法機關の組織權限に關する制度等の確立を圖ると共に第二には新帝國國民生活實情を基調とする法典を編纂することが重要であり、第三には之等形式的制度を加ふるに司法の運用に當る司法官の素質の改善を計らなければならないことは言を俟たない。

一、司法法規の整備

第一段の工作である法典の編纂は、康德元年より司法部に特に法典編纂の爲の専門職員を設置し、夫々専門的部門を定めて民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法及之等の付屬法規の調査立案に従事せしめつゝあり目下豫定の如く進歩しつゝある。

更に之等法典の立案に當つては、日本に於ける斯界の權威の御援助をも仰いでその完璧を期して居

る。

前記以外の司法法規、即ち

一、暫行商租權登記法

二、拍賣法

三、公證人法、律師法（辯護士法）

四、外國法人法（外國會社法）

民事訴訟費用法

刑事訴訟費用法

五、商業登記法

六、提存法（供託法）

七、非訟事件法

等に付いても既に公布済のものゝと調査立案中のものとある。

二、司法機關の改善

司法制度の整備中、法院及檢察廳の組織に關する整備は司法制度確立の根本を爲すものである。依

つて先づ新に法院組織法及其の付屬法令の制定に着手したのであるが、法院組織法は既に一月四日に公布せられ更に新法院組織法の實施に伴つて現在の裁判機關は相當廣範圍に亘り改編を行ふ必要が生じたので之に關して準備計畫も進めて居る。

從來監獄は其の設備が極めて不完全であつたので其の大部分は修理改築を爲すに非ざれば使用に堪へざる状態にあるから、康徳二年以降五ヶ年を以て第一期とする營繕計畫を立て治外法權撤廢後に於ける外人の收容といふ點に付ても十分考慮し監獄設備の改善に急いで居る。

監獄設備の改善と相俟つて監獄行政の方面に於ても整備を急ぎつゝあり、曩に監獄官制其の他の法規を制定せるを初めとし監獄衛生、監獄作業等に必要なる改善を施し、又は施しつゝある。

三、司法人事の刷新

制度は人を俟つて始めて運用の全きを得るものなることは謂ふまでもない。従て假令司法機關が改善せられ司法法規が整備せらるゝとも之が運用に其の人を得ざれば眞の司法制度完備は到底期し難い。この意味に於いて司法人事の刷新は司法制度完備の實質的條件を爲すものである。故に滿洲國に於いては、司法職官の養成、訓練、任用等に多大の意を用ひ來つたことは勿論であるが、第一に、司法の中樞機關たる司法本部に多數の日本人職員を任用配置して其の陣容充實を圖り、康徳二年十月末

に於ける其の員數は薦任官以上二十三名委任官三十六名であつて、諸般の計畫立案は勿論、所屬機關の指揮監督其の他の一般事務を掌つてゐる。次で日本人其の他の外國人の多數居住する全國主要都市所在の各地方法院及高等法院並びに最高法院に日本人法官を配置し涉外庭を構成せしめ、民事事の涉外案件、其の他重要案件を處理せしむると共に司法行政事務にも參劃して裁判及行政兩方面の改善に資しつゝある。

康徳二年十月末に於ける此等日本人職員の現在數は推事十八名、檢察官十二名、書記官八十八名、翻譯官三十四名となつて居るが此の外、一般的なる司法機關整備の爲めには今後主要なる全滿各地法院及近く設置せらるべき區法院に日本人職員を配置するの計畫を立て大體、康徳四年迄に第一段の整備を完了する方針である。

行刑方面に於ては先づ主要地にある監獄の刑務官に日本人を任用配置し獄政の指導改善に當らしめつゝあり、康徳二年十月末に於ける此等職員の現在數は典獄佐十四名、看守長八十五名である。

次に滿人職員の養成訓練に關しては司法部法學校を設立したる外日本視察及日本留學等の方法をも採つて居る。

日本視察は地方司法機關の長官級の者より毎年數名を簡拔して之を約一ヶ月間日本に派遣して日本の司法制度を視察せしむるものであり、日本留學は司法官中の優秀なるものゝ中より毎年十數名を選抜して之を一年間東京に留學せしめ、司法省の監督の下に夫々指導官を附し司法事務全般に亘り修習を爲さしむるものである。

第五 郵政制度其他

郵政に關しても、郵便の外郵便爲替、郵便貯金、郵便振替貯金、郵便年金、或は年金恩給支給等一切の附帶業務の移讓を受け其の接受に當つては、現在公衆の享けつゝある便益を削減せざる様諸準備を着々進めつゝあり。舊臘締結せられたる日滿郵便條約は日滿郵政の水準を等しからしむる趣旨に出でたるの外之が前提條件をも爲すものである。

其他各般の事項に亘つて、滿洲國の各機關は擧げて之が準備に努力して居るといふことが出来る。

滿洲帝國の概要

國土・人口

一、位 置 我滿洲國帝國は亞細亞大陸の東北に位し西は中華民國の察哈爾、外蒙古に接し、北部及東部は黒龍江、烏蘇里江の兩江を距て、シベリアに對し、東南部は黃海、渤海に展げ、西南は萬里の長城を距て、中華民國河北省に接壤してゐる。即ち西は東經一一五度二〇分より東は東經一三五度二〇分に至り、南は北緯三八度四〇分より發して北は北緯五三度五〇分に達しその周圍は實に七、八九〇軒に及んでゐる。

二、地 勢 地勢は其形狀略々東西南北を四つの頂點とする四邊形を爲し、その四邊は夫々山脈若くは海灣に圍まれ其の内部に大平原が展げてゐる。山脈は北東より南西に走るものが主となり北西から南東に横はるものが副となつてゐる。前者に屬するものは四邊形の北西邊を爲す大興安嶺山脈と東南邊を走る長白山脈で、後者に屬するものは北東邊を爲す小興安嶺山脈と南西邊に横はる松嶺、燕

山の二山脈である。

三、面積及人口 我國の總面積は一、三〇三、一四三平方軒で日本の約二倍である。省別による面積人口は次の如くである。

地 方 名	面 積	人 口	每平方軒平均人口
全 國	1,303,143,252 <small>平方軒</small>	30,879,717	23.7
吉 林 省	89,910,352	4,656,697	51.8
龍 江 省	125,536,551	1,974,857	15.7
黒 河 省	109,813,005	38,502	0.4
三 江 省	107,544,608	833,419	7.7
濱 江 省	143,425,463	4,032,057	28.1
間 島 省	29,394,896	487,972	16.6
安 東 省	48,225,735	2,641,214	54.8
奉 天 省	85,546,224	9,379,302	109.6
錦 州 省	39,461,603	2,938,709	74.5
熱 河 省	96,585,470	2,200,258	22.8
新 京 特 別 市	191,000	140,945	737.9

興安省	興安省	興安省	興安省	興安省	興安省	興安省	興安省	興安省	興安省
興安省	興安省	興安省	興安省	興安省	興安省	興安省	興安省	興安省	興安省
一六〇、三六九	一〇六、七五一	七九、〇二一	八〇、四一〇	九二九、五〇〇	一、二三・一	八・九	六〇・六	六一・七	〇・七
四二、九〇〇	七五、一三九	四八四、九七三	三五八、三六八	四一三、三八六	四二、九〇〇	七五、一三九	四八四、九七三	三五八、三六八	四一三、三八六
〇・三	〇・七	六・一	四・四	四四五・〇	〇・三	〇・七	六・一	四・四	四四五・〇

尙國內主要都市の人口は次の如くである。

新 京	奉 天	哈 爾 濱	安 東	吉 林	齊 齊 哈 爾	錦 州	承 徳
二二五、一一四	四八二、九五二	四八二、四五二	一七一、七九二	一四一、一七四	七八、一一二	七三、三五五	三〇、六一六
三七、九七六	五四、六三二	一四、七七三	一三、七〇一	五、五七九	二、九七一	二、九四九	八七四
五、一八〇	五、四七〇	七、二四五	一三、一九六	三、九〇四	六・一六	三四六	一七九

延 吉	住 木	大 黑
二四、二五七	二二、五〇九	一一、一九八
一、一一九	四五四	五九七
八、三六三	六九三	一二四

四、氣 候 滿洲の緯度は日本の東北、北海道と大差なく、歐洲の中部及び南部の一部に相應するが、海洋、平原、森林等の影響で所謂大陸的な氣候を呈してゐる。夏は最高平均温度大連二八度、奉天三〇度、新京二九度九、哈爾濱二八度六に上昇するが夜は涼しくなる。冬の氣温は高低兩氣壓が西から東へと三、四日間に交代するところから所謂「三寒四温」が生ずる、最低氣温は大連攝氏零下
一九・九（一月）奉天三二・九（一月）新京三六・〇（二月）哈爾濱四〇・（一月）滿洲里五〇・一（一月）海拉爾四九・三（一月）延吉三七・一（一月）依蘭三六・四（二月）である。

政 治

大同元年三月一日（一九三二年）三千萬民衆の總意と友邦日本の骨肉的援助により中華民國の羈絆を脱して獨立、國號を滿洲國と定め、年號を大同と稱し國都を新京（長春）に奠め、溥儀氏を執政に推戴したが越えて康徳元年三月一日（一九三四年）順天安民の主旨に基き執政帝位に即かれ茲に帝制

は實施せられ康徳と改元、政府組織法を廢して新に組織法を公布した。
 皇帝の下に參議府、立法院、國務院、國務院、法院及監察院が置かれ、參議府は皇帝の諮詢機關、立法院
 (議會)は法律及豫算の審議機關、國務院(内閣)は民政、外交、軍政、財政、實業、交通、司法、
 文教、蒙政の九部を置き長官は大臣と名づく。國務院は行政機關、法院は司法機關、監察院は監察及
 審計の機關としての任務を負つてゐる。(統治組織重要職員は別表参照)

財政

舊軍閥時代の財政々策は全く放漫そのもので歳計不足する時は發券銀行の紙幣を増發して補充する
 を常とした爲發券銀行の基礎極度に薄弱、紙幣信用脆弱、價格は屢々暴落した。而してその危険は悉
 く民衆に負擔せしめたので信用を破壊し經濟の發達を阻止すること夥しいものがあつた。故に建國後
 は堅實なる財政を確立し以て通貨の信用を維持し、此の信用を基礎として國內信用制度を發達せしめ
 産業開發を計ることを趣旨とした。此の結果建國三年にして早くも財政の基礎強固となり世界列強が
 赤字財政で喘いでゐるとき獨り我新興滿洲國は黒字財政を誇示してゐる。我國の會計年度は民國の會
 計年度を踏襲し毎年七月にはじまり六月に終つてゐたが、本年(康徳三年)よりは曆年を以て會計年

度とすることゝなつた。建國以來の豫算決算をせば次の如くである。(單位千元)

年度	項目	歳入豫算	歳出豫算	歳入決算	歳出決算	摘要
建國年度				二一、二三七	一八、一九八	三、〇三九(剩餘)
大同元年度		一三八、〇〇〇	一三八、〇〇〇	一五二、六八二	一二九、〇五〇	二三、六六三(剩餘)
大同二年度		一七〇、五四二	一七〇、五四二			餘)一般會計歳入
康徳元年度		一八八、七二五	一八八、七二五			決算で約二十萬圓
康徳二年度		一〇四、九八八	一〇四、九八八			增加半ヶ年分
康徳三年度		二一九、四〇五	二一九、四〇五			
租		大同元年度實收額 九八、五五九	大同二年度實收額 一三七、八四九	康徳元年度豫算額 一四一、〇八三	康徳二年度豫算額 七五、六六四	康徳三年度豫算額 一六一、七五七
關稅		大同元年度實收額 五一、九七八	大同二年度實收額 七五、〇二六	康徳元年度豫算額 七二、六三八	康徳二年度豫算額 四六、六二八	康徳三年度豫算額 八四、二七四
鹽稅		一八、八二一	二〇、五四三	二一、六一六	八、八八八	二三、八四八
菸酒稅		八、三一三	一一、三五六	一三、七二一	七、四五五	一八、三三六

(備考) 康徳二年度は半ヶ年分

歳出(康德三年度)は次の如くである。(單位圓)

帝室費	二、〇〇〇、〇〇〇	總務廳	四八、九一四、五二一
民政部	四〇、〇七三、七一	外交部	一、五三一、三四七
軍政部	七三、五四五、一三〇	財政部	二五、三九四、二八一
實業部	五、六二三、三六八	交通部	四、一一五、七二二
司法部	九、八八六、一三〇	文教部	五、〇九〇、〇四三
蒙政部	三、二三〇、七四七		

産業

一、農業 我滿洲國は農業國家で住民の約八五%は農民であり、農産物が主要商品で貿易額の約八割は農産物及びその加工品である。而して農産物の主なるものは大豆であり、滿洲大豆は世界大豆産額の六割以上を占めてゐる。これに次ぐものは高粱、粟、玉蜀黍、小麥等である。可耕地面積は三千一百六十九萬陌にして内既耕地は一千三百九十四萬陌にして、總面積に對する既耕地の割合は一五・一%、可耕地面積に對して四四・〇%で未耕地は五六%を占めてゐる。

農業の我國民經濟に於ける重要性に鑑み政府は農業振興のために各種の施設を實施しその發達を計つてゐる。農業施設の主なるものは農産物の改良増殖、農事試驗場の設置、農事指導員の配置及氣象觀測所の増設等である。

我國は從來の大豆等の穀物を主體とする單一農業より漸次多角的農業に轉向せしめる方針である。尙、特用作物の方面にも力を注ぎ、南滿には棉花、果樹、落花生等を、北滿には亞麻及ホップ類の栽培を奨励してゐる。特に棉花は大々的に増殖せしめる方針で十箇年計劃として栽培面積を三十萬町歩として年額一億五千萬斤の繰綿を得る計畫の下に棉花耕作組合を設立し、生産棉花の處理機關として滿洲棉花股份有限公司なる特殊會社を設立し奨励を加へてゐる。

二、畜産 滿洲の百姓は役畜として二、三頭の牛馬驢を飼養し又豚鶏類を飼ふを常としてゐる。従つて農民は家畜飼育には勝れた技能を有してゐるが、家畜の質は極めて劣悪で殆ど野生のまゝである。家畜の概數は馬一六二萬頭、騾六一萬頭、牛一一六萬頭、羊二二〇萬頭、豚四九六萬頭を有してゐる。之れが改良如何が我國富に重大な關係を持つてゐるから建國以來政府は家畜防疫機關としての家畜防疫所、獸醫養成所の設置、優良種の配布、種羊場の開設等の施設をなしこの外馬政局は馬匹改良の目的で種馬所を洮南、海拉爾の二箇所に設立し繼續事業として將來全國二十箇所に増加する計畫

である。

三、林 産 滿洲は昔樹海と稱せられた如く鬱蒼たる森林に恵まれてゐたがその後濫伐に濫伐を加へた爲交通便利なところには殆ど木を見得ざるに至つた。然し尙現在の面積三五、六三一千陌で、約二十五億立方米の蓄材があると推定されてゐる。樹種も極めて多く己に知られたものゝみでも約三五〇種を越え、有用樹種は針葉樹八、闊葉樹二一種である。これらの木材は最近毎年二百萬石乃至四百萬石前後市場に出廻り、安東、吉林、間琿地方及び濱綏線沿線に於いて盛に取引が行はれてゐる。

四、鑛 産 滿洲には豊富な鑛産資源を有してゐるが、鑛業は重要な國家資源なれば監督上或種のものに付いては(例へば採金、石油、炭礦)特殊會社をして之が經營に當らしめ國家直接經營監督にあたり他の鑛物に付いては康德二年八月一日公布の鑛業法により處理さるゝことになつた。現在滿洲の鑛産地は未だ完全な踏査が行はれてゐないが現に發見されたところだけでも既に二千箇所を突破し鑛物は金屬鑛物、輕金屬鑛物、非金屬鑛物等多種に亘つてゐる。

滿洲の重要鑛産物埋藏量並に採掘量を示せば(括弧内は採掘量)

- 1、鐵一二億噸(一〇〇萬噸)
- 2、石炭四八億噸(七〇〇萬噸)
- 3、油母頁岩(採油原料)四四億

- 噸(一四〇萬噸)
- 4、菱苦土鑛(マグネシウム原料)四億噸(五・五萬噸)
- 5、耐火粘土(アルミニウム原料)一億噸(五萬噸)
- 6、金鑛(五十億圓と推定さる)

鑛業の特殊會社として今日まで既に設立されたものは滿洲石油株式會社、滿洲炭礦株式會社、滿洲採金株式會社、滿洲鑛業開發會社等である。

五、水 産 滿洲は海岸線少く、海産物は殆ど云ふに足らぬが淡水魚業は盛んで河川湖沼等よりの漁獲高は年産五百萬貫と稱せられてゐる。

鹽は大豆、石炭と並んで滿洲の三大産物の一と云はれ大同二年の産額は關東州及滿洲國內を併せて一〇億斤を越えてゐる。滿洲國內の産鹽の大部分は國內に於いて消費されるが、關東州内生産の大半は日本内地及朝鮮に移出されてゐる。産鹽方法は所謂天日製鹽であつて従つて生産費は廉價である。

貿 易

我滿洲の輸出入貿易は主として南滿の三港、即ち大連、安東及び營口によつて行はれ、その他は陸路鐵道の便によつて行はれてゐる。税關としては大連、安東、營口、山海關、龍井村、圖們、承德その他、北滿各地の貿易に對して哈爾濱に設置されてゐる。

我國の貿易相手國としては日本が輸出入とも首位を占めてゐる。即ち輸入に就いては大同元年は五八・二%大同二年六五・七%康徳元年六八・八%康徳二年十一月迄七六・〇%で、輸出に就いては大同元年三八・二%大同二年四八・〇%である。輸出入品の主要なるものとしては所謂滿洲特産物たる大豆及其の製品を最大とし、輸入品は綿絲布類を以て大宗としてゐる。

最近の貿易統計を示せば次の如くである。

康徳二年一月以降十一月迄輸出入貿易國別表 (單位國幣圓)

國別	輸	入	計
日本	一六四、九一九、四一六	三九九、三二〇、〇一八	五六四、二三九、四三四
朝鮮	三〇、〇四二、四三四	二〇、六三八、五〇六	五〇、六八〇、九四〇
中華民國	五九、五六六、二一六	二六、八九六、〇七四	八六、四六二、二九〇
蘇聯	四、六四七、八一六	一、一六〇、七九七	五、八〇八、六一三
香港	六、八九七、五九五	二、三九一、八四〇	九、二八九、四三五
英領印度	二、四八九、四七二	二一、七二二、四三二	二四、二一一、九〇四
英領印度	六四八、三〇五	四、九八八、五二七	五、六三六、八三二
英吉	二一、五五〇、八八一	八、五九四、五四五	三〇、一四五、四二六

通貨及金融

佛蘭西	獨逸	白耳義	和蘭	伊太利	北米合衆國	其他	計
三、一三五、一九六	二九、九六一、三二五	一、〇八五、六五三	九、七八三、四七二	三、八三三、四三二	一四、六二二、一一九	二七、五九五、九三九	三八〇、七七九、二七一
四二三、五三三	一三、九七五、二〇六	一、四九〇、四二七	六〇五、一〇四	五四九、七七六	二三、二八六、四五三	二八、六九八、八九六	五五四、七四二、一三四
三、五五八、七二九	四三、九三六、五三一	二、五七六、〇八〇	一〇、三八八、五七六	四、三八三、二〇八	三七、九〇八、五七二	五六、二九四、八三五	九三五、五二一、四〇五

建國當時我國内に流通した紙幣は幣種十五、券種百三十六の多數に上り複雑紊亂を極めてゐた。これが爲に民衆の蒙る損失に莫大なるものがあり、一面經濟發展を阻害すること甚だしいものがあつた。我國は經濟建設の基礎工作として先づ幣制の統一確立を斷行した。即ち大同元年(昭和七年)七月一日滿洲中央銀行を開設し、新貨幣を發行し同時に舊貨幣整理法により舊貨幣の回收につとめ康徳二年七月には一億四千萬圓の舊紙幣の九割七分を回收し、通貨統一の大業を完成した。

貨幣單位に國幣圓（純銀量は二三・九一五）でその十分の一を角、百分の一を分といつてゐる。國幣の安定を計り、民衆の生活の脅威を除くために爲替管理法を施行するとともに、日本側機關の好意により積極的國幣使用によつて國幣の信用維持に努力してゐる。

金融の中樞機關としての滿洲中央銀行の外に普通銀行を指導誘掖するため大同二年十一月九日銀行法を公布した。次に、農村金融の梗塞を打開する爲大同元年度以來農村金融合作社を設立し康徳二年度末には全國に八十二社分事務所一を數へるに至つた。

交 通

一、鐵 道 滿洲に初めて鐵道が布かれたのは一八九六年で三十九年後の一九三六年の今日では總延長九、九一一・六籽に達し、内康徳二年中新設籽數九九四籽である。

國有鐵道 八、四四〇籽 滿 鐵 一、一二九 私 鐵 三四二・六

國有鐵道は大同二年三月一日以來滿鐵に委任經營されてゐる。懸案の北鐵讓渡も成立し接收を了へたので全滿鐵道は殆ど滿鐵の一元的統制のもとに合理的に經營されることになり從來の不便は除かれ治安、政治、經濟及文化に寄與するところ甚大である。

二、國 道 滿洲の道路といへば降雨の季には所謂泥濘膝を没し、乾燥すれば黃塵萬丈となり結氷期以外は殆ど交通杜絶の状態である。政府は道路建設の重要性に鑑み大同元年三月國道局を新設し國道の建設及び治水計畫にあたらしめてゐる。國道の建設計畫は極めて龐大なもので十箇年六萬籽といはれてゐる。第一次計畫として大同元年、二年、康徳元年の三箇年に於て七十六線六千九百籽で千百萬圓の豫算を計上してゐる。康徳二年十二月末までに竣工せる路線の延長は六千六百籽に達してゐる。

三、自動車運輸業 主要路線及び、國策上必要な路線は鐵路總局をして國營自動車の運輸を行はしめてゐる。現在國營路線延長は四、七七五籽で民營路線延長は三、七三三籽に及んでゐる。

四、航 空 滿洲は氣候、地勢から見ても航空事業發達に適した地方にも拘らず、從來はその發達極めて微々たるものであつたが我國建國以來日滿合併の滿洲航空會社を設立、主要都市間に定期航空路を設け俄然長足な發達を遂げた、同會社航空路の總延長四千七百十五籽に上つてゐる。

通 信

一、郵 政 建國當時即ち大同元年四月一日郵政接收を宣言し、圓滿な接收を爲すことに努めた

が南京政府は突如全滿全郵局の即時閉鎖を行つたため同年七月やむなく他動的に全國の郵局を接收し、大同二年熱河の平定に伴ひ該地方の郵政の接收を了し全國の郵政統一を完了した。

其後銳意業務刷新に努め民衆の利便を計つてゐる、其手始として郵便貯金業務を開始し全國七一局を取扱局とした。利率は普通貯金四分八厘、据置五分四毛である。又昨年帝制實施を機として郵便料金の値下げを行ひ次で滿蘇郵便連絡の交渉成立(康徳元年六月)、日滿小爲替交換に關する約定成立し康徳元年八月一日より實施さるゝなど着々改善の實をあげてゐる。また久しく懸案の滿支通郵問題も關東軍の積極的應援と北支政權主腦者黃郛の努力によつて康徳元年十二月十四日圓滿解決を見、普通郵便は一月十日から爲替小包は二月一日から行はれることになつた。

外國との郵便は郵政接收以來日本は勿論歐米諸國とも支障なく行はれてゐたが、一九三四年(康徳元年)エジプトのカイロに開かれた萬國郵便會議を契機として我國と諸外國との郵政關係の正常化に つとめた結果、本年五月十六日ジュネーブの國際聯盟滿洲國不承認委員會では英國の提議に基き聯盟各郵政廳は滿洲國郵政廳との間に郵政事務に關する協定をなすことを認めるといふ決議を爲すに至つた。

爲替交換もドイツとは直接に蘭領印度、波蘭、及和蘭とは日本の媒介により夫々その業務を行ふに

至つた。日本との郵便條約の改訂に關し舊臘十二月二十六日日滿郵便條約の締結を見、日滿郵便の水準を等しくし、治外法權撤廢準備工作として注目に値する。

二、電 政 滿洲國に於ける電信電話事業は從來交通部主管の下に自ら之を經營し一方日本側は關東州内及滿鐵沿線に於て關東廳が之を經營し來たつたが、同一地帯に於て日滿兩國電信電話事業の併立は日滿間通信並に日滿統制經濟上不利の點が多いので大同二年八月末日日滿合辦半官半民の會社として資本金五千萬圓の滿洲電信電話株式會社を設立し、日滿兩國政府經營の電信電話事業は擧げて同會社に移管し九月一日より業務を開始した。

電信、電話、無線電信、ラヂオ等を合し局所數約五百五十之が線路の延長十一萬六千餘軒である。この結果全國主要都市間は勿論新設の新京大無電臺の完成によつて康徳元年八月一日から日本内地と滿洲間の無線電話が可能となり更に進んで歐米との無電通信施設の完成を見た。

ラヂヲ放送局は新京、奉天、哈爾濱の三箇所を設置されてゐるが、康徳元年三月哈爾濱局の三キロ改装と同年十一月新京百キロ局の完成により滿洲國に於ける放送事業は大なる飛躍をとげるに至つた。

教 育

建國以來舊軍閥の誤つた教育の積弊を打破し王道による教育の方針を定め確呼たる國民精神の作興と文化向上に努力しつつある。

學校教育は舊軍閥時代の三民主義の教育を排除し、東洋固有の道德の涵養及び質實勤勞を尙ばしめることを目的とし逐次學校教育の實績を擧ぐべく努力してゐる。その基本工作として教員の素質向上に着眼し文教部内に教員講習所を設け或は地方教員の講習所を各地に開催し、王道主義教育の普及徹底に努め且つ教員中優秀なるものを選び日本に留學せしめてゐる將來第二の國民養成の重責を荷ふ優秀なる教育者にして、世道人心の師表となるべき人物養成の目的で高等師範學校を吉林に創立し康徳元年十一月開校した。又康徳二年度に於いては奉天に高等農業學校を、蒙古人教育の爲に王爺廟に興安學院を開設した。

從來の教育は我が國の建國精神に副はざるもの多きに鑑み全部之を廢棄し新教科書を制定し大同二年三月より編纂に着手し初級小學校用教科書五科十二冊、高級小學校教科書三科四冊、初級中學校用教科書六科十四冊等の編纂を完了、全國各學校に配給し、第一回は無料で全國小學校兒童に配布した。

最近の教育概況は次の如くである。

學校	項目	學校數	生徒數	教職員數	備考
小 學 校		一〇、九五二	五九六、六八八	一九、六三二	
中 學 校		一七八	二六、〇一一	一、八二〇	
師 範 學 校		一〇九	八、七二七	七〇一	
職 業 學 校		四一	四、五九二	四二八	
大 學 及 專 門 學 校		七	一、九八七	三〇六	
秋 塾		一、六二五	二九、九五九	一、六三二	

この外目下計畫中のものは小學校二、九五九、中學校三三、師範學校三六、職業學校五、大學及專門學校三〇である。

建國後小學校兒童の就學數は漸次増加し本年は百萬に達する見込であるが、先進諸國に比して甚しい遜色があるので、文教部は十年計畫で就學の増加を計つてゐる。

數字上より見たる在滿日本人の活動

一、人口

(一) 現人口と増加狀況

地域	日本内地人	朝鮮人	臺灣人	合計
關東州	一六三、七九六 ^人	四、三八九 ^人	—	一六八、一八五 ^人
滿鐵附屬地	一九二、四二一	三二、〇八一	—	二二四、五〇二
滿洲國內	一四五、〇三四	七九七、八三二	—	九四三、一〇三
合計	五〇一、二五一	八三四、三〇二	二三七	一、三三五、七九〇

昭和十年(康德二年)十月一日國勢調査による。

昭和五年に比すれば左の如き増加を示してゐる。

地域	滿洲國內	關東州及滿鐵附屬地	合計
内地人	一二一、九一八 ^人	一三〇、九六〇 ^人	二五二、八七八
朝鮮人	二一五、八五八	一八、一六八	二三四、〇五六

(二) 學校及兒童生徒の増加比較

小學校

一、關東州及滿鐵附屬地

年度	學校數	學級數	兒童數	摘
昭和五年	五七	七六八	三二、六〇〇	五月一日現在
昭和十年	六七	一、〇七六	四八、八九〇	〃

二、外務省關係

年度	學校數	學級數	兒童數	摘
昭和五年	一三	—	九七〇	昭和十年十二月一日現在
昭和十年	六〇	二四六	一〇、四四〇	在駐滿日本大使館調査

*但し奉天、鐵嶺、遼陽、新京の小學校は滿鐵に依託中なるを以て滿鐵附屬地に含む。

中學校

年度	學校數	學級數	生徒數	教員數	摘
昭和五年	七	一〇九	四、四四八	二〇九	關東州をも含む

昭和十年	九	一一五	五、五六一	一
------	---	-----	-------	---

女 學 校

年 度	學 校 數	學 級 數	生 徒 數	教 員 數	摘 要
昭和五年	一〇八	九六	四、〇二九	二〇〇	關東州を含む
昭和十年	一〇八	一二五	六、一九〇	一	

實 業 學 校

年 度	學 校 數	學 級 數	生 徒 數	教 員 數	摘 要
昭和五年	五	四五	一、九八四	一	
昭和十年	六	一〇〇	二、八六二	一	關東州を含む

二、貿易上より見たる發展

(一)日本の對滿貿易 (内地生産品)

年 度 別	對滿輸出額	昭和五年を100とする指數	年 度 別	對滿輸出額	昭和五年を100とする指數
昭和五年	一一三、二九五 <small>千円</small>	一〇〇	昭和八年	二八八、一四三	二五四

昭和六年	六八、八七八	六一	昭和九年	三八六、六三八	三四一
昭和七年	一三四、八三二	一一九	昭和十年(月迄)	三八二、〇七一	

*大藏省「外國貿易月報」による。

(二) 滿洲輸入貿易に於ける各國の消長 (百分比及順位)

國 別	昭和十年		昭和九年		昭和八年		昭和七年		昭和六年		昭和五年	
	比 率	順 位	比 率	順 位	比 率	順 位	比 率	順 位	比 率	順 位	比 率	順 位
日 本	七六・〇	1	六八・八	1	六五・七	1	五八・三	1	四三・二	1	三九・二	1
支 那	四・五	2	九・七	2	一五・五	2	一八・四	2	三〇・三	2	三二・六	2
米 國	四・二	3	五・八	3	五・六	3	五・九	4	五・八	4	六・八	3
英 印	三・六	4	四・〇	4	二・九	4	六・一	3	二・八	6	〇・四	11

*財政部滿洲國貿易統計月報より作製

三、商權の擴張發展

(一) 會社及拂込又出資の比較

商 業	會 社		拂 込		又 出 資	
	昭 和 五 年	昭 和 八 年	昭 和 五 年	昭 和 八 年	昭 和 五 年	昭 和 八 年
	五五一	六八二	六六、一三一 <small>千円</small>	六六、一三一 <small>千円</small>	六一、〇四七 <small>千円</small>	六一、〇四七 <small>千円</small>

業種	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	計
工 業	四一八	四六九	一〇九、二七九	一六六、八六七	
農 業	三一	三五	八、九七〇	九、五一一	
銀行及金融業	八九	九一	三九、三三九	三四、九一二	
運送業	八四	八五	四〇九、六七二	五三七、二七八	
其他業	七	七	四一七	四一九	
合計	一、一八〇	一、三六九	六三四、七〇八	八一〇、〇四三	

* 拓務要覽に據る (關東州をも含む)

これを昭和七年に比すれば昭和八年に於いては増加せるもの商業三六、工鑛業二七、農林業五、銀行及金融一で總計六九の増加である。

日滿實業協會の調査によれば昭和十年四月までに事變後新設された會社の數は商業七八、工鑛業八七、農林業一一、銀行及金融業一八、運送業二四、土木請負二七、其他一〇、計二五五社である。

(二) 商標登録上から

商標登録申請者數統計表

國 別	自大同二年十一月二十日 至同 年十二月末日	自康徳元年十一月 至同 年十二月	自康徳二年十一月 至同 年十二月	計
滿 洲 國	四九	一六六	一七七	三九二

國 別	自大同二年十一月二十日 至同 年十二月末日	自康徳元年十一月 至同 年十二月	自康徳二年十一月 至同 年十二月	計
日 本	一〇、五四九	二、〇一一	一、五五九	一四、一一五
英 國	一九八	一、〇〇五	七一	一、二七四
亞 米 利 加	二二〇	七五八	一〇三	一、〇八一
ド ー ン	三四一	八一八	一五九	一、三一一
フ ラ ン ス	一四	二八六	一三	三一三
中 華 民 國	六一	一二	一	七四
カ ナ ダ	六	五	一	一一
伊 太 利	一	九	二	一二
ポ ー ラ ン ド	一	一	一	三
ス イ ス	一四	八五	三三	一一二
ス ウ エー デ ン	一	八	一	一〇
ノ ル ウ ェ イ	一	五	一	七
オ ス ト リ ア	一	一	一	三
ベ ル ギ ー	一	五	一	七
デ ン マ ー ク	九	二	四	一五
蘇 聯	三	一	一	五
チ エ ツ コ ス ロ バ キ ヤ	一	一	一	三

無 國 籍	オ ラ ン ダ	ル ク セ ン ペ ル グ	フ イ リ ツ ビ ン	ラ ト ビ ヤ	オ ー ス ト ラ リ ヤ	エ ス ト ニ ヤ	ギ リ シ ヤ	リ ト ア ニ ヤ	キ ュ ー バ
計	一	五	一	一	一	一	一	二	一
一 一、 四七〇	一	五	一	一	一	一	一	二	一
五、 二四四	四	二	三	一	二	三	三	二	一
二、 一五三	五	一	一	一	一	一	一	一	四
一 八、 八六七	一	〇	二	八	一	二	三	三	二
	一	〇	二	八	一	二	三	三	二
	一	〇	二	八	一	二	三	三	二

四〇

四、事變後の農業移民

(イ) 自衛移民

- 第一次 永豊鎮 六六八名(戸主三三九、家族三二九)
- 第二次 湖南營 六二九名(戸主三二五、家族三〇四)

- 第三次 北方溝 三七一名(戸主二五八、家族一二三)
- 第四次 城子河 約一〇〇名
- 哈達河 約四五名

*民政部拓政司調査、昭和十年(康德二年十一月現在)

(ロ) 自由移民

- (イ) 天照園 昭和八年に二回、九年一回、現在七六名
- (ロ) 天理教村 昭和九年四四戸、昭和十年一八戸、三三〇名
- (ハ) 鏡泊學園 一九四名
- (ニ) 東京移民村 第一次移民團 四三名

在滿朝鮮人の現状

舊軍閥時代に於ける在滿朝鮮人同胞は舊軍閥の苛斂誅求は勿論のこと、不法地主等の非人道的暴悪搾取等に依り汗血を流しつゝ僅かに生命財産を維持してゐたにすぎなかつた。

現在に於ては、在滿朝鮮人同胞は我帝國國民の一員として又滿洲帝國の構成分子として齊しく建國の聖業に参加し、大きな役割を演じつゝある。特に農業國滿洲帝國に於ける朝鮮人同胞の農業方面の活躍は益々期待され政府は之れが進展を助成しつゝある。

▲在滿朝鮮人耕作面積と收穫豫想高 (康徳二年度現在)

地方別	作付面積及收穫豫想高		收穫豫想高		主要作物收穫豫想高				
	水田	旱田	面積	收穫	大豆	粟	玉蜀黍	高粱	梁
吉林省	二、六八五	四、四三〇	三、三〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇
黑龙江省	四、〇九〇	三、七〇〇	六、八〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
計									

地方別	作付面積及收穫豫想高		收穫豫想高		主要作物收穫豫想高				
	水田	旱田	面積	收穫	大豆	粟	玉蜀黍	高粱	梁
三省	二、七〇〇	三、〇〇〇	五、七〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇
間島省	一、五二九	一、五二九	三、〇五八	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
安東省	八、七三三	二、八〇三	一、六〇五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
奉天省	二、元、〇〇〇	七、四〇〇	九、四〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
錦州省	四、七〇〇	八、七〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
熱河省	二、〇〇〇	四、〇〇〇	六、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
興安各省	二、〇九八	四、七〇〇	六、七九八	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
計									

▲四安全農村の收穫豫想高 (康徳二年度現在)

農村別	作付面積及收穫豫想高		收穫豫想高		前年實收穫		比前年増減	
	作付面積	收穫	面積	收穫	面積	收穫	面積	收穫
鐵嶺農村	六五〇・九	一、二、一六六・三	一、〇〇〇・〇	一、五、〇六八・六	減	二、九〇二・三		
營口農村	二、四七七・〇	四六、五九八・六	二、〇〇〇・〇	二八、九四二・五	増	一七、六五六・一		
河東農村	一、六二三・〇	四五、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	三一、〇〇〇・〇		一四、〇〇〇・〇		
綏化農村	七〇一・五	一六、七四九・七	一、〇〇〇・〇	三、七五五・二		一二、九九四・五		

▲在滿朝鮮人の分布状態 (康德二年六月末現在)

地方別	人口	前年同期人口	比前年同期増	地方別	人口	前年同期人口	比前年同期増
吉林省	四九七三	三〇、八五	一四、一四	龍江省	五、一八	三、五九	一、六九
黑龍省	八六	四三	三、四	北滿沿線	未詳	未詳	未詳
三江省	一七、四五	一四、九三	二、八三	舊北滿特別區	未詳	未詳	未詳
濱江省	三、三三	四、五九	一、七〇	滿鐵附屬地	未詳	未詳	未詳
間島省	四三、三五	四三、三五	一、七九	興安南省	五、五六	未詳	未詳
安東省	九、五三	八、七三	三、八三	興安西省	一、六	未詳	未詳
奉天省	一〇六、四三	九、九二	一、五〇	興安北省	三、九	未詳	未詳
錦州省	一、七三	一、七四	〇、九	興安東省	三、〇	未詳	未詳
熱河省	八五	五、四	三、五	關東州	四、三九	二、四八	一、九〇
新京特別市	五、四四	四、三四	一、〇〇	計	七六、〇三	三三、二六	六、〇三
哈爾濱特別市	七、八〇	六、九三	八、七				

▲在滿朝鮮人職業別一覽表 (康德二年度現在)

職業	戸數	總人口に對する比例	從業員總數	職業	戸數	總人口に對する比例	從業員總數
農業	一〇〇、三六	四、六%	三七、五七	工事請負業	一、六	〇、三%	四、六

(右表中には關東州を包含せず)

▲宗教別信徒一覽表 (康德二年六月現在)

職業	信徒數	總計
牧畜業	一四	一、五
漁業	四	九、〇三
精米業	二四〇	三、四六
貸金業	一〇〇	三、九一
質屋業	五	二、九八
飲食店業	一、三七	〇、六八
料理店業	三、七八	〇、一九
理髮業	二、六	〇、〇四
銀行會社員	七五	七、四〇
官公吏員	一、三六	三、一五〇
教員	七六	一〇、五三
總計	一、三四	三、九四九

▲朝鮮人民會及び其他の團體一覽表 (康徳二年六月現在)

地方別	民會數	其他團體數	農務稷數	地方別	民會數	其他團體數	農務稷數
吉林省	一一	四	一三二	安徽省	三	一四	一四
龍江省	一一	一	九	熱河省	一	一	七
濱江省	二四	三	六四	錦州省	一	一	二四八
黑龍江省	二	一	一	興安各省	三	一	一
三江省	六	一	一	計	九九	九九	五三八
間島省	二五	六九	八一				

(各種の團體とは勞働組合協助會産業組合自警團青年會等を指す)

▲朝鮮人關係金融機關一覽表 (康徳二年六月現在)

地方別	金融會或は金融部及其の支所		同上以外の金融機關	
	數	貸付金	數	貸付金
吉林省	二	二六五、八〇九	一	八、一四四
濱江省	四	三八五、六五九	一	一、二八九、七〇〇
間島省	一〇	八二五、〇一二	二	

地方別	金融會或は金融部及其の支所	同上以外の金融機關
安徽省	二	一〇、〇〇〇
奉天省	六	一、三三六、七四三
計	二四	二、六四四、五八七

(金融部は間島に金融會は其他の地方にあり)

▲教育機關一覽表 (康徳二年六月現在)

學校種別	校數	學生數	生徒數
初等學校	二二六	三七、五八七	
書塾	一三八	六、三一八	
幼稚園	二七	一、四三九	
中等學校	七	一、一九四	
特別學校	一六	九三六	
計	四一四	四七、四七四	

表 織 組 治 統 國

皇帝

國務院

(國務總理大臣 蔣)

- 總務處 (處長 缺)
- 監察部 (部長 荒井靜雄)
- 審計部 (部長 寺崎英雄)
- 大陸科學院 (院長 直木信太郎兼任)
- 營繕處 (處長 小泉三郎)
- 需品處 (處長 小泉三郎兼任)

監察院

(院長 羅振玉)

- 總務處 (處長 缺)
- 監察部 (部長 荒井靜雄)
- 審計部 (部長 寺崎英雄)

最高法院

(首席庭長 井野英一)

- 最高法院 (首席庭長 井野英一)
- 高等法院 (庭長 林 葵)
- 奉天高等法院 (首席庭長 玉井文之丞)
- 吉林高等法院 (首席庭長 吉野淑計)
- 黑龍江高等法院 (首席庭長 行山義光)

最高檢察廳

(首席檢察官 李 秀)

- 最高檢察廳 (首席檢察官 李 秀)
- 高等檢察廳
- 奉天高等檢察廳 (首席檢察官 野田精雄)
- 吉林高等檢察廳 (首席檢察官 川原文世一郎)
- 熱河高等檢察廳 (首席檢察官 栗山茂三)
- 黑龍江高等檢察廳 (首席檢察官 中村俊助)

財政部

(次長 依田四郎)

- 總務司 (司長 星野直樹)
- 稅務司 (司長 源田松三)
- 理財司 (司長 田中 恭)

實業部

(次長 依田四郎)

- 總務司 (司長 高橋康順)
- 農務司 (司長 松島 鏗)
- 林務司 (司長 岸 良一)
- 鑛務司 (司長 陳 哲)
- 工商司 (司長 缺)

交通部

(次長 依田四郎)

- 總務司 (司長 平井出貞三)
- 路政司 (司長 森田成之)
- 郵務司 (司長 平井出貞三兼任)

司法部

(次長 依田四郎)

- 總務司 (司長 吉田正武)
- 民事司 (司長 青木佐治彦)
- 刑事司 (司長 飯塚敏夫)
- 行刑司 (司長 王 允卿)
- 司法部法學校 (校長 吉田正武)

文部

(次長 依田四郎)

- 總務司 (司長 久米成夫)
- 學務司 (司長 神尾式春)
- 禮教司 (司長 張 聯文)

蒙政部

(次長 依田四郎)

- 總務司 (司長 關口 保)
- 民政司 (司長 壽 明阿)
- 勸業司 (司長 缺)

稅關

(次長 依田四郎)

- 大連稅關 (稅關長 福本順三郎)
- 哈爾濱稅關 (副稅關長 江原綱一)
- 安東稅關 (稅關長 中村 元)
- 營口稅關 (稅關長 會田常夫)
- 閩們稅關 (稅關長 松原梅太郎)
- 山海關稅關 (稅關長 安藤 一郎)

權運署

(署長 魏宗 進)

- 權運署 (署長 魏宗 進)
- 專賣總署 (署長 姜恩之 副署長 難波經一)
- 鹽務署 (署長 孫 旭昌)
- 地政管理局 (局長 袁 慶 瀾)

商標局

(局長 胡 靖)

- 商標局 (局長 胡 靖)
- 中央觀象臺 (臺長 高橋康順兼任)
- 農事試驗場

農事試驗場

(局長 高橋康順)

- 農事試驗場 (局長 高橋康順)
- 克山農事試驗場 (場長 村越信夫)
- 錦州農事試驗場 (場長 鴨脚光朝)
- 敦化森林事務所 (所長 橫內德男)
- 蛟河森林事務所 (所長 石戶谷 剛)
- 延吉森林事務所 (所長 中村軍良)
- 北安鎮森林事務所 (所長 眞木英哉)
- 寧安森林事務所 (所長 崎田善七)
- 依蘭森林事務所 (所長 魏 佑高)
- 安東森林事務所 (所長 帖佐豐治)
- 綏化森林事務所 (所長 高化 南)

權度局

(局長 趙 震)

- 權度局 (局長 趙 震)
- 營口水產局 (局長 沈 崇 祺)

鑛業監督署

(局長 趙 震)

- 鑛業監督署 (局長 趙 震)
- 奉天鑛業監督署 (署長 赤瀬川安彦)
- 新京鑛業監督署 (署長 崔 德)
- 齊齊哈爾鑛業監督署 (署長 難波義雄)
- 承德鑛業監督署 (署長 張 敬)

臨時產業調查局

(局長 高橋康順兼任)

- 臨時產業調查局 (局長 高橋康順兼任)

航政局

(局長 嚴 東 漢)

- 航政局 (局長 嚴 東 漢)
- 郵政管理局 (局長 岐部 興平)

安東省公署

(省長 王 茲 樹)

- 總務廳 (廳長 連 修)
- 教育廳 (廳長 孫 文 敷)
- 實業廳 (廳長 范 垂 紳)

奉天省公署

(省長 孫 傳 芳)

- 總務廳 (廳長 竹內 德 孝)
- 民政廳 (廳長 劉 負 初)
- 教育廳 (廳長 三 谷 清)
- 實業廳 (廳長 曹 承 宗)

錦州省公署

(省長 徐 相 卿)

- 總務廳 (廳長 皆川 潔 治)
- 民政廳 (廳長 馮 廣 民)
- 教育廳 (廳長 小 林 義 信)
- 實業廳 (廳長 錢 魯 民)

熱河省公署

(省長 劉 鈞 度)

- 總務廳 (廳長 原 武)
- 民政廳 (廳長 恩 麟)
- 教育廳 (廳長 山 田 一 際)
- 實業廳 (廳長 邵 鑾)

新市公署

(市長 韓 雲 階)

- 總務處 (處長 植田 實 太郎)
- 行政處 (處長 董 鳴)
- 工務處 (處長 武 藤 吉 次)

哈爾濱市公署

(市長 施 履 本)

- 總務處 (處長 佐藤 正 俊)
- 行政處 (處長 馬 曉 聲)
- 財務處 (處長 高 恩 瀾)
- 工務處 (處長 佐藤 俊 久)

興安西省公署

(省長 孔 鳴 弼)

- 參事官 除野 康 輝

興安南省公署

(省長 白 鴻 濤)

- 參事官 白 鴻 濤

興安東省公署

(省長 顧 勳 春)

- 參事官 中 村 實 一

興安北省公署

(省長 伊 藤 豪 八 郎 陞)

- 參事官 伊 藤 豪 八 郎 陞

滿洲帝國統治

皇帝

尚書府 (大臣 袁金鏡 秘書官長 高木三郎)

宮內府 (大臣 照治)

參議府 (議長 威式毅)

立法院

國務院 (國務總理 蔣憲)

